

米子市

相談無料
事前予約制

空き家相談会

空き家に関するいろいろな相談に
専門の相談員が応じます

《相談の例》

- 空き家を相続したけどどうすればよいの？
- 空き家の売却・賃貸について相談したい
- 空き家の管理に不安がある

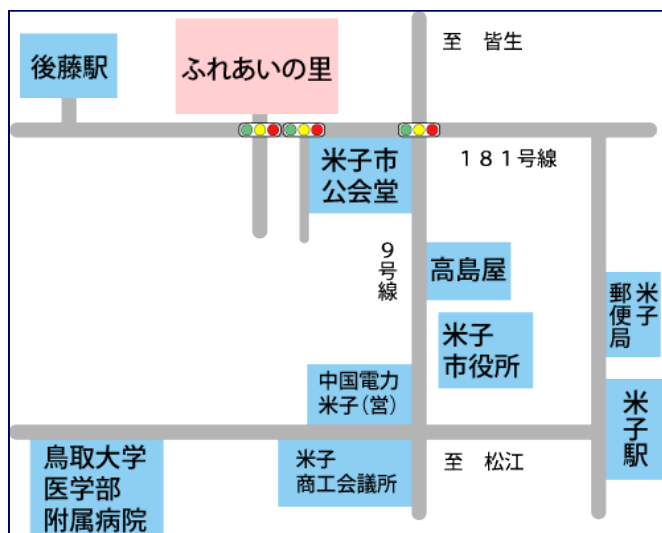
10月6日 火

13:00~16:00 (開場12:45~)

会場:ふれあいの里 4階

(地図参照)

定員20組



※1組2名以内でのご来場をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、ご来場人数の調整を行います。

相談時間等についてご希望に添えない場合もありますが、ご理解ご協力をお願いします。

お問い合わせ先



米子市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策担当

☎ 0859-23-5288

空き家について、円滑に相談するためのポイント

ポイント 1

固定資産税課税明細書や登記簿謄本をご持参いただくと、相談が円滑に進みます。

ポイント 2

空き家を相続している場合は、相続関係図や戸籍等の写しをご用意いただくとスムーズにご相談いただけます。

【申込み方法】

下記の申込書に必要事項をご記入のうえ郵便またはFAXにて申込みいただくか、電話またはEメールにて下記申込書の内容をご連絡ください。

米子市 空き家相談会 申込書

【申込先】

〒683-8686 米子市加茂町1-1

米子市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策担当

電話. 0859-23-5288 FAX. 0859-23-5396

メール. jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp



氏名			電話			
			メール			
年齢	歳	住所				

ご相談内容をご希望の時間帯に○をしてください

相談内容 (複数可)	空き家の管理 ・ 売却 ・ 相続 ・ その他()					
希望時間	13:00~13:30	13:30~14:00	14:00~14:30	14:30~15:00	15:00~15:30	15:30~16:00
第1希望						
第2希望						
第3希望						

※先着順（定員制）のため、ご希望の時間帯に沿えない場合があります。

※お申込み後、相談会の予約時間についてご連絡いたします。